

2025年上海市の最低賃金と社会保険基数について

上海市では、毎年7月1日から会社従業員の社会保険及び住宅積立金基数が変更されることとされています。また、最低賃金の変更がある場合には、これに合わせて7月1日より適用されることになっています。今回は、7月1日から適用される2025年の上海市の最低賃金と、社会保険料及び住宅積立金の基数について説明します。

1. 2025年の『最低賃金』

中国では、『最低賃金』は省（及び直轄市）ごとに確定されます。直轄市である上海市では、『最低賃金』は一律に設定されますが、省においては、省の中の各都市を一定の基準で分類し、この分類ごとに『最低賃金』が設定されるのが一般的です。

会社は、賃金の支給に当たって、個人が負担すべき社会保険料や個人所得税を会社が源泉徴収、納付しなければなりません。『最低賃金』として規定される賃金は、これら社会保険料や個人所得税を控除した後の手取金額を意味します。

そのため、会社の従業員に対する最低限の給料負担額は、『最低賃金』に社会保険料（住宅積立金を含む）の個人負担額、及び個人所得税額を加算した金額となります。

■2025年7月1日から適用される上海市の最低賃金と会社の給料負担額

最低限の給料負担額	～2025.06.30	2025.07.01～
最低賃金	2,690 RMB	2,740 RMB
個人負担の社会保険料(10.5%)の最低限度額	775 RMB	775 RMB
個人負担の住宅積立金(7%)の最低限度額(※1)	188 RMB	192 RMB
個人所得税	0 RMB	0 RMB
会社の給料負担額(給料総額)	3,653 RMB	3,707 RMB

(※1) 住宅積立金の最低限度額は前々年度の最低賃金を基数として算出される金額となりますが、通常の雇用においては適用されることのない金額であるものと考えられるため、当年度の最低賃金を基礎として計算しております。

2. 社会保険料の基数の変更

上海市では、2020年から毎年7月1日に社会保険料、住宅積立金の基数が変更されることとされていますが、この基数は、各個人が前年（1月1日～12月31日）に支給を受けた賃金（以下、「年収」とします。）の月平均の金額とされます。年収には、賞与や特別一時金、残業代や諸手当も含まれます。

一方、社会保険料の基数の最上限及び最下限について、上海市では、上海市の前年の『平均月額賃金』の3倍を基数の最上限に、60%を最下限に設定しています。この『平均月額賃金』は、

統計局が発表する前年の『平均賃金』を基に12ヶ月で按分して計算され、毎年基数が変更される7月1日前後に人力資源と社会保障局より発表されます。また、住宅積立金の基数の最上限及び最下限については、上海市では、上海市の前々年の『平均月額賃金』の3倍を基数の最上限に、前々年度の最低賃金を最低限に設定しています。

本レポート作成日(2025年7月23日)現在、2024年の上海市の平均賃金は発表されておらず、実務運用上は2023年上海市の平均賃金(12,307元)を基礎として基数の上限及び下限が設定されている模様です。そのため、現時点における2025年の社会保険料基数の最上限は36,921元、最下限は7,384元となります。

3. 従業員の雇用にかかる最低限の人件費の変動

会社が上海で従業員を一人採用することにより発生する人件費の最低限度額は、上記の「会社の給料負担額(給料総額)」と「会社の社会保険料(住宅積立金を含む)負担額」を合計した金額となります。この人件費の最低限度額は、変更前に対して約1.0%の上昇となり、前年に引き続き低い上昇率となっています。(2024年:0.5%、2023年:7.6%、2022年:約3.6%、2021年:約7.6%、2020年:変化なし、2019年:約5.3%、2018年:6.9%) 主要因としては、今年は最低賃金が更新されたものの、上昇額が50元と非常に小さかったこと、また現時点で上海市の前年(2024年)の平均賃金が発表されておらず、社会保険料の最低基数に変化がないことによります。

なお、社会保険料の最低基数については、今後上海市の2024年の平均賃金が発表された後に、平均賃金に基づいて更新される可能性があります、注意が必要です。

■平均月額賃金と社会保険料基数の下限

最低限の社会保険料負担額	~2025.06.30	2025.07.01~
(前年の平均月額賃金)	(12,307 RMB)	(12,307 RMB) (※3)
(社会保険料基数の下限)	(7,384 RMB)	(7,384 RMB)
会社負担の社会保険料(27.5%)(※2)の最低限度額	2,031 RMB	2,031 RMB
会社負担の住宅積立金(7%)の最低限度額(※1)	188 RMB	192 RMB
会社の社会保険料(住宅積立金を含む)負担額	2,219 RMB	2,223 RMB
(※1) 住宅積立金の最低限度額は前々年度の最低賃金を基数として算出される金額となりますが、通常の雇用においては適用されることのない金額であるものと考えられるため、当年度の最低賃金を基礎として計算しております。 (※2) 労災保険は、業種によって料率が異なりますが、上記表中では、0.5%の料率を前提として計算しております。 (※3) 上海市の2024年の平均賃金が発表前の運用が前提となっており、今後平均賃金が発表されることにより更新される可能性があります。		

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp

Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

Seiwa Global URL: <http://www.seiwa-group.jp>

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244